

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

評議員会規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第25条に基づき、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本（以下、当法人）の評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開催、招集、決議等)

第2条 評議員会は、定款第17条から第24条の定めに基づき、開催、招集、審議、決議を行い議事録を作成する

(諮問)

第3条 評議員会は、定款に定めるもののほか、代表理事が諮問する事項に応じ審議し、代表理事に対して意見を述べることができる。

(審議事項の説明)

第4条 審議事項の説明は、原則として当法人の役員が行う。

2 代表理事が必要と認める場合は、職員を出席させ役員の代理として説明させることができる。

(意見の聴取)

第5条 評議員会は、必要に応じ審議に関係のある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(代表理事等の出席)

第6条 代表理事及び代表理事の指名する者は評議員会に出席できる。

(事務)

第7条 評議員会に係わる事務は、事務局において行う。

2 評議員会の開催に関する記録の作成及び保管は、総務部長が行う。

(評議員の再任の制限)

第8条 評議員の再任は、原則として連続2期までとする。

(変更)

第9条 本規則の変更は、評議員会の議決を経て行う。

附則 本規則は、平成24年3月29日から施行する。

附則（令和5年3月16日改正）

1 第8条の変更は、令和5年3月16日から効力を生ずる。

2 前項の規定にかかわらず、この改正の施行の際に現に評議員である者については、この改正の施行後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでは、なお従前の例による。

3 本附則は、前項の評議員会の日後にこれを削除する。

改正 平成29年（2017年）3月10日

改正 令和5年（2023年）3月16日